

(たき火)

第 2 6 条 可燃性の物品その他の可燃物の近くにおいては、たき火をしてはならない。

2 たき火をする場合においては、他に燃え移るおそれのないことを確かめるとともに、消火に必要な器具等の準備その他火災予防上必要な措置を講じなければならない。

3 たき火を行う場合は、乾燥注意報又は強風注意報の発令がある等、火災が発生しやすい気象状況にあるかどうかを確認し、火災が発生しやすい状況にある場合は、これを中止するように努めなければならない。

○火災予防規則

(たき火の火災予防上必要な措置)

第 2 3 条 条例第 26 条第 2 項に規定する消火に必要な器具等の準備その他火災予防上必要な措置は、次のとおりとする。

(1) たき火の位置は、可燃性の物品（引火性又は爆発性の物品をいう。次条において同じ。）から 20 メートル以上、建物、工作物その他の可燃物（枯草を含む。）から 10 メートル以上離れた位置とすること。

(2) 常時たき火をする場合は、土坑又は不燃性の容器の中で行うこと。この場合は、前号の 10 メートルを 5 メートルとすることができる。

(3) たき火をする位置には、監視人を置くこと。

(4) たき火をする位置には、消火器又は 8 リットル入り水バケツを 2 個以上準備すること。

(5) たき火の終了後は、残火を完全に消火すること。

2 山林、原野（休耕田等を含む。）において、大規模なたき火（火入れを含む。）をする場合には、前項に定める基準以上で、更に安全な措置を講じなければならない。

【解釈及び運用】

本条は、平常気象時におけるたき火の制限についての一般的な規定として、可燃物の近くでのたき火の禁止及びたき火をする際の必要な措置を規定したものである。

なお、条例第 30 条は、異常気象時における火気の制限を規定した特別規定である。

1 第 1 項

(1) 「**たき火**」とは、火を使用する設備、器具を用いないで又はこれらの設備、器具による場合でも、本来の使用方法によらないで火をたくことをいう。

また、不要品の廃棄又は採暖のみならず、炊事、作業等の目的で火をたく場合も該当する。

(2) 「**可燃物**」とは、引火性又は爆発性の物品及びその他全ての可燃性の物品並びに建築物、工作物の可燃性の部分をいう。

(3) 「**可燃物の近く**」とは、たき火の規模、可燃物の性状、気象条件等により、実態的に判断するものである。

2 第 2 項

「**火災予防上必要な措置**」とは、規則第 23 条第 1 項各号に規定する措置をいい、火災

とまぎらわしい煙又は火災を発するおそれのあるたき火の場合は、条例第 58 条の規定により届出が必要となる。